(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その５　２８か月～２１か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 28か月契約	27か月契約	26か月契約	25か月契約	24か月契約	23か月契約	22か月契約	21か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									
	自家用									
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									
	個人タクシー									
自家用乗用自動車			8,670	8,570	8,460	8,360	8,260	8,160	8,060	7,950
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの				15,510	15,140	14,750	14,370	13,980
		最大積載量が２トン以下のもの				15,110	14,750	14,380	14,010	13,640
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの				15,510	15,140	14,750	14,370	13,980
		最大積載量が２トン以下のもの				15,110	14,750	14,380	14,010	13,640
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用					10,420	10,240	10,050	9,870	9,680
	自家用					10,360	10,190	10,010	9,820	9,640
小型二輪自動車			6,180	6,170	6,150	6,140	6,120	6,110	6,090	6,080
軽自動車	検査対象車		6,820	6,780	6,740	6,700	6,670	6,630	6,590	6,550
	検査対象外車						6,170			
原動機付自転車	一般原動機付自転車						6,150			
	特定小型原動機付自転車						6,130			
大型特殊自動車及び小型特殊自動車						6,130	6,120	6,100	6,090	6,070
緊急自動車			6,210	6,190	6,170	6,160	6,140	6,130	6,110	6,090
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,350	6,330	6,310	6,290	6,270	6,240	6,220	6,200
	(ロ) 小型二輪自動車		6,180	6,160	6,150	6,130	6,120	6,100	6,090	6,070
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,260	6,240	6,220	6,210	6,190	6,170	6,150	6,140
		検査対象外車	6,230	6,210	6,190	6,180	6,160	6,150	6,130	6,110
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960
	(ロ) 教習用自動車					6,000	6,000	5,980	5,970	5,960
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)					6,490	6,460	6,430	6,400	6,370
	b 小型二輪自動車		6,120	6,110	6,090	6,080	6,070	6,050	6,040	6,030
	c 軽自動車	検査対象車				6,080	6,070	6,050	6,040	6,030
		検査対象外車					6,020			
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車						5,980	5,970	5,960	5,950	5,940
検査対象外被けん引軽自動車							5,990			

(注) １．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。

(4) 沖縄県の離島地域に適用する基準料率〔その６　２０か月～１３か月契約〕

（単位：円）

車種			保険期間 20か月契約	19か月契約	18か月契約	17か月契約	16か月契約	15か月契約	14か月契約	13か月契約
乗合自動車及びけん引旅客自動車	営業用									13,520
	自家用									12,740
営業用乗用自動車	個人タクシーを除く									17,860
	個人タクシー									16,860
自家用乗用自動車			7,850	7,750	7,650	7,540	7,440	7,340	7,230	7,130
普通貨物自動車及びけん引普通貨物自動車	営業用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900
		最大積載量が２トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690
	自家用	最大積載量が２トンを超えるもの	13,600	13,210	12,830	12,440	12,060	11,670	11,280	10,900
		最大積載量が２トン以下のもの	13,280	12,910	12,540	12,170	11,800	11,430	11,060	10,690
小型貨物自動車及びけん引小型貨物自動車	営業用		9,500	9,320	9,130	8,950	8,760	8,580	8,400	8,210
	自家用		9,460	9,280	9,100	8,910	8,730	8,550	8,370	8,180
小型二輪自動車			6,060	6,050	6,030	6,020	6,000	5,980	5,970	5,950
軽自動車	検査対象車		6,520	6,480	6,440	6,400	6,370	6,330	6,290	6,250
	検査対象外車									
原動機付自転車	一般原動機付自転車									
	特定小型原動機付自転車									
大型特殊自動車及び小型特殊自動車			6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950
緊急自動車			6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970
商品自動車	(イ) 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,180	6,160	6,140	6,120	6,100	6,080	6,050	6,030
	(ロ) 小型二輪自動車		6,060	6,040	6,030	6,010	6,000	5,980	5,970	5,950
	(ハ) 軽自動車	検査対象車	6,120	6,100	6,080	6,060	6,050	6,030	6,010	5,990
		検査対象外車	6,100	6,080	6,070	6,050	6,030	6,020	6,000	5,990
特種用途自動車	(イ) 霊きゅう自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ロ) 教習用自動車		5,950	5,950	5,930	5,920	5,910	5,910	5,890	5,880
	(ハ) その他 a 三輪以上の自動車(軽自動車を除く)		6,350	6,320	6,290	6,260	6,230	6,200	6,170	6,140
	b 小型二輪自動車		6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
	c 軽自動車	検査対象車	6,020	6,000	5,990	5,980	5,960	5,950	5,940	5,930
		検査対象外車								
被けん引旅客自動車、被けん引普通貨物自動車、被けん引小型貨物自動車、被けん引大型特殊自動車、被けん引小型特殊自動車、被けん引特種用途自動車及び検査対象被けん引軽自動車			5,930	5,930	5,920	5,910	5,900	5,890	5,880	5,870
検査対象外被けん引軽自動車										

(注) １．本表は、沖縄県の離島に使用の本拠を有する車両に適用する。
２．沖縄県の離島とは、沖縄本島以外の島であって、橋又は隧道による沖縄本島との間の交通又は移動が不可能なものをいう。